

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（案）」 に対する意見書

2005年4月22日

弁護士知財ネット

理事長 藍谷邦雄¹

第1 意見の趣旨

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（案）」（以下『本基本方針案』という）に基づき、中小企業の新たな事業活動を促進するに際し、2005（平成17）年4月8日設立の「弁護士知財ネット」を活用されるよう提案いたします。

第2 意見の理由

1. はじめに

本基本方針案において、国は、研究開発支援、知的財産支援等の政策的支援の充実を図ることとしています（第1）。また、本基本方針案所定の「新事業活動」（第2）、「新事業分野開拓」「経営資源」（第3）、「新技術補助金」「特定補助金」（第4）、「地域産業資源の活用」「新事業支援体制」「高度技術産学連携地域の活用」（第5）等の諸方針は、いずれも、知的財産の開発及び活用への取り組みを中核とする施策に他ならず、かかる取り組みは、知的財産を含む、付加価値の高い知的財産をはじめとする無形資産を重視する社会・経済構造への変革をめざすところの、「知的財産立国」実現への我が国の一連の改革を進めるものとして、その必要性が評価されるものといえましょう。

「弁護士知財ネット」は、このような新たな構造改革に即して、日本全国各地の地域における知的財産の形成・活用・保護等とそのための人材育成という緊詰の課題に対して、知財専門家として主体的に参画するべく、設立されたものです。

2. 「弁護士知財ネット」設立の趣旨

「知財立国」改革のもとで、特許等訴訟事件の裁判管轄が今般の民事訴訟法改正により東京、大阪に集中されたことや、知的財産高等裁判所設置の発想は、いわば、知財を都市部中心に組み立てるものといえましょう。しかし、これらの施策のみでは、地域における知財の創造、保護、活用の基盤を結局は薄弱化させる

¹ 弁護士知財ネット・事務所（株式会社民事法研究会内 〒151 0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3、エルカクエイ笹塚ビル6階 電話03-5351-1571 FAX03-5351-1572）

恐れがあり、「知財立国」実現のためには、地域密着型の知財関係資産の創造と保護こそが必要とされています。

弁護士知財ネットは、知的財産関連分野における地域密着型の司法サービスの充実と拡大を目的として、全国各地に根を下ろして活動している各弁護士が、全国レベルで、知財法務の業務に対応できる弁護士のネットワークを構築し、ネットワークを通じて必要な情報の影響・交換並びに相互の支援体制を確立し、また、この分野の需要者が弁護士に容易にアクセスできる体制を構築することを目指して設立されたものです。当ネットは、当月8日の設立総会以来、本日現在において、すでに全国の各都道府県から合計約1200名の弁護士が参加しております。

3. 「弁護士知財ネット」の活用について

弁護士は、法律全般の知識と訴訟実務経験に基づき、将来の紛争を予防する内部規定や、契約書の作成、訴訟展開を見越しての適切な紛争処理を目指して、中小企業の事業活動の促進をサポートすることができます。

具体的には、中小企業の事業活動の促進をサポートする弁護士業務としては、権利処理（特許権等の登録、譲渡、担保等）、共同研究・委託研究（契約、資金調達等）、権利の活用・ライセンス、会社設立（現物出資、JV契約等）、雇用対策（職務発明対価、利益相反等） 営業管理（営業秘密管理等）、購買管理、社内管理・法令遵守コンプライアンス、紛争処理（訴訟、ADR等）、その他、と多岐にわたります。

また、弁護士は、中小企業の事業活動の促進において、以上のような法律全般の知識と訴訟実務経験に基づく広い視野から、ワンストップサービスを可能とするコンシェルジュ的な機能を果たすことができます。例えば、弁護士において、弁理士、税理士、司法書士、公認会計士、社会保険労務士、技術専門家などの各専門家と連携し、相談窓口的な機能を果たすこともできます。

以上のような弁護士業務への各地のニーズに応えるべく、弁護士知財ネットでは、全国を、札幌を中心とする北海道地域、仙台を中心とする東北地域、東京を中心とする関東地域、名古屋を中心とする中部地域、京都、大阪を中心とする近畿地域、広島、岡山を中心とする中国地域、高松を中心とする四国地域、福岡を中心とする九州地域の8ブロックに分けて、必要に応じて、さらに支部を設立し、当該地域ごとに「地域会」を設け、地元の大学や地方公共団体等との連携を図ること等によって地域密着型のネットワークを構築していきます。

本基本方針案における「外部専門家の活用」（第2、3、二）及び各地方プロ

ックに設置する「新連携支援地域戦略会議」（第3、4）等の各地の取り組みにおいては、弁護士知財ネットの各地の地域会と連携し、そのネットワークを活用されることを、ご提案致します。 以上